

各 支 庁 長 殿

住 宅 都 市 部 長

道営住宅入居中の基準の収入を越える者の取扱いについて

道営住宅に入居している者のうち公営住宅法第21条の2及び第21条の3に該当する者の取扱いについては、かねてよりご配慮願っているところでありますが、家賃改定にかかる北海道住宅対策審議会の答申にも収入超過者に対する明け渡し義務履行についての指摘があり、又、社会的公平の見地からも、これを推進する必要があるので今後下記により当該入居者を指導して下さい。

記

1 公営住宅法第21条の2に該当する者の取扱いについて

従前どおり割増賃料を徴収することは勿論であるが、当該入居者に対し次の事項を周知徹底せしめること。

- (1) 当該住宅を明け渡すように努める義務（明け渡し努力義務）が生じたこと。
- (2) 公団賃貸住宅の入居を希望する場合優先入居の取扱いがあること。
- (3) 公団分譲住宅の譲渡を希望する場合優先の取扱いがあること。
- (4) 住宅金融公庫個人住宅建設資金融資を希望する場合優先の取扱いがあること。
- (5) 住宅金融公庫融資分譲住宅の譲渡を希望する場合優先の取扱いがあること。

2 公営住宅法第21条の3に該当する者の取扱いについて

従前どおり割増賃料を徴収することは勿論であるが、当該入居者に対し次の事項を周知徹底せしめるとともに、当該入居者の転居、公庫個人住宅建設資金の借受け希望等今後の計画を的確に把握し、可及的速やかな明け渡しを指導すること。

- (1) 当該住宅を明け渡す義務（明け渡し義務）が生じたこと。
- (2) 1の(2)～(5)に記載されている優先の取扱いがあること。

(住宅課住宅管理係)